



小規模な太陽電池発電設備・風力発電設備の 保安規制の変更について

- 太陽電池発電
- 風力発電

10kW～50kW 未満
20kW 未満

技術基準適合維持義務の対象が拡大された他、
2つの保安規制が義務化されます。

(2023年3月20日)

基礎情報届出制度

基礎情報の届出が必要になります

- 小規模事業用電気工作物（太陽電池：10～50kW、風力：20kW 未満）は、基礎情報の届出が義務となります。
- 季節の設備（FIT 設定を受けている設備は除く）についても施工から6ヵ月以内までに届出が必要です。以下の場合は FIT 認定の有無にかかわらず届出を求める。
 - ① 基礎情報の項目に変更があった場合
 - ② 小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合（廃止を含む）

使用前自己確認制度

事前の安全確認が必要になります

- 使用前自己確認の対象が拡大され、一部の事業用電気工作物（太陽電池：500～2,000kW 未満、風力：20～500kW 未満）に加え、一部の事業用電気工作物及び小規模事業用電気工作物（太陽電池：10～500kW 未満、風力：20kW 未満）も、使用前自己確認が義務となります。
- 電気的リスクに加え、構造的リスクについても確認が必要です。

詳しくは

小出力発電 規制

検索



<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>
あるいは、経済産業省のホームページをご確認ください。

太陽光・風力発電設備の保安規制の見直しに係る電気事業法等の改正について

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和4年6月22日公布)により電気事業法が改正されました。このなかで、太陽光・風力発電設備の保安規制の見直しに係る規制は、令和5年3月20日から施行されます。

今回の改正では、これまでの小出力発電設備（一般用電気工作物）として規定されていたものを小規模発電設備と定義し、このうち太陽電池発電設備の一部と風力発電設備を小規模事業用電気工作物とし、これに技術基準適合維持義務等の新たな規制が課されることになりました（下図参照）。これに関連して電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気用品安全法も改正されました。

また、出力500kW以上の風力発電設備の風車及びその支持物を新たに特殊電気工作物と規定し、技術基準の適合性確認を受けなければならないとされました。

図：小規模発電設備（旧小出力発電設備）の概略

一般用電気工作物 (白地部分)	太陽電池発電設備	出力 10kW 未満	小規模事業用電気工作物
	太陽電池発電設備	出力 10kW 以上 50kW 未満	
	風力発電設備	出力 20kW 未満	
	水力発電設備	出力 20kW 未満	
	内燃力発電設備	出力 10kW 未満	
	燃料電池発電設備	出力 10kW 未満	
	スターリングエンジン発電設備	出力 10kW 未満	

(注) それぞれの設備が同一の構内で他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が50kW以上となるものは除きます。

1. 小規模事業用電気工作物に対する新たな規制（電気事業法の改正）

(1) 技術基準適合維持義務

小規模事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を技術基準に適合するように維持しなければならないとされました。

(2) 設置の届出

小規模事業用電気工作物を設置する者は、その使用開始前に、設置者の氏名・住所、原動力の種類・出力等を記載した書類を経済産業大臣に届け出る必要があるとされました。

経過措置として、現に小規模事業用電気工作物を設置し、使用を開始している者については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）第4項の認定に係るもの除き、施行日（3月20日）から6月を経過する日までに、経過措置に関する省令で規定する「小規模事業用電気工作物既設置届出書」を経済産業大臣に届け出る必要があります。

(3)自己確認

小規模事業用電気工作物を設置する者は、その小規模事業用電気工作物が技術基準に適合することについて自ら確認し、使用開始前に経済産業大臣にその結果を届け出なければならないとされました。

経過措置として、施行前に使用を開始した当該電気工作物については、届け出る必要はありません。

2. 電気工事士法等の改正

これまで電気工事士法の用語の定義に電気事業法でいう一般用電気工作物が規定されていましたが、今回の改正により、小規模事業用電気工作物が一般用電気工作物と併せて一般用電気工作物等とされるとともに、自家用電気工作物から小規模事業用電気工作物が除外されました。技術基準の適用については、小規模事業用電気工作物は事業用電気工作物の技術基準への適合するように作業をしなければならないとされました。

また、電気工事業の業務の適正化に関する法律についても、一般用電気工作物が一般用電気工作物等とされました。

3. 電気用品安全法の改正

電気用品安全法の対象になる電気用品の定義において、一般用電気工作物が一般用電気工作物等とされました。

4. 技術基準の適合性確認(電気事業法の改正)

これまで工事計画の届出対象となっている出力500kW以上の風力発電設備のうち風車及び風車を支持する工作物を特殊電気工作物とし、その届出をする者は、技術基準に適合するものであることについて、登録適合性確認機関の確認を受けなければならないことになりました。

詳細は、以下のホームページを参照して下さい。

経済産業省：小規模事業用電気工作物に係る保安規律の適正化

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/hoan_seido/pdf/011_02_00.pdf

経済産業省：高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う電気事業法施行規則等の改正について

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/12/20221214-2.html